

こ けん り 子どもの権利ってなんだろう

「子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）」って聞いたことがありますか？ 世界中のすべての子どもたちがもっている“権利”について定めた条約です。戦争に巻きこまれてしまったり、防げる病気で命をうしなってしまうたり、つらい仕事で1日が終わってしまったり…世界には厳しい暮らしをしている子どもたちがいます。

子どもの権利条約は、そんな子どもたちをはじめ、世界中の子どもたちの強い味方です。

子どもの権利条約には、54の条文がありますが、大きくわけて次の4つの権利を守るように定めています。

1 い けん り 生きる権利



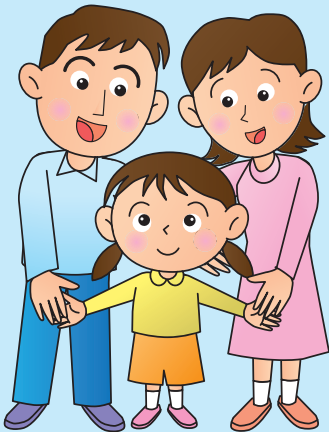
すべての子どもの命が守られること

2 そだ けん り 育つ権利



医療、教育や生活支援を受けたり、友達と遊んだりして、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できること

3 まも けん り 守られる権利



暴力や搾取、有害な労働などから守られること

4 さん か けん り 参加する権利



自由に意見を表したり、団体を作ったりできること

子どもの権利条約の一部を紹介します

第1条 子どもの定義 18歳になっていない人を子どもとします。

第2条 差別の禁止 すべての子どもは、みんな平等にこの条約にある権利をもっています。子どもは、国のちがいや、男か女か、どのようなことばを使うか、どんな宗教を信じているか、どんな意見をもっているか、心やからだに障がいがあるかないか、お金持ちであるかないか、親がどういう人であるか、などによって差別されません。

第3条 子どもにもっともよいことを 子どもに関係のあることを行うときは、子どもにとって最もよいことは何かを第一に考えなければなりません。

第6条 生きる権利・育つ権利 すべての子どもは、生きる権利・育つ権利をもっています。

第12条 意見を表す権利 子どもは、自分に関係のあることについて自由に自分の意見を表す権利をもっています。その意見は、子どもの発達に応じて、じゅうぶん考慮されなければなりません。

第16条 プライバシー・名誉は守られる 子どもは、自分や家族、住んでいるところ、電話や手紙などのプライバシーが守られます。また、他人から誇りを傷つけられない権利をもっています。

第19条 虐待などからの保護 親（保護者）が子どもを育てている間、どんなかたちであれ、子どもが暴力をふるわれたり、不当な扱いなどを受けたりすることがないように、国は子どもを守らなければなりません。

第23条 障がいのある子ども 心やからだに障がいがある子どもは、尊厳が守られ、自立し、社会に参加しながら生活できるよう、教育や訓練、保健サービスなどを受ける権利をもっています。

第28条 教育を受ける権利 子どもは教育を受ける権利をもっています。国は、すべての子どもが小学校に行けるようにしなければなりません。さらに上の学校に進みたいときには、みんなにそのチャンスが与えられなければなりません。学校のきまりは、子どもの尊厳が守られるという考え方からはずれるものであってはなりません。

第31条 休み、遊ぶ権利 子どもは、休んだり、遊んだり、文化芸術活動に参加する権利をもっています。

出典：『子どもの権利条約カードブック』（公財）日本ユニセフ協会発行 および（公財）日本ユニセフ協会ホームページより

もっと知りたいことがあったら…

皆さん、児童の権利条約に示された自分の権利を大切にしてください。そして、同じようにほかの人の権利も大切にしてください。全ての人は同じように大切にされなければならないということが、人権という考えの基本だからです。そして、大人になったときに、その実現のために何をすべきが考えてみてください。もっと知りたい人は、下記ホームページを参考にしてください。

日本ユニセフ協会ホームページ「子どもの権利条約」

<https://www.unicef.or.jp/kodomo/kenri/>

児童の権利に関する条約の各国語訳URL

<https://boes.org/multilingual/>

<https://www.pref.shizuoka.jp/kousei/ko-130/jidounokenrijouyaku.html>

* 日本については、1994年5月22日に児童の権利に関する条約の効力が発生しています。